

2022 年度
JASRAC 国際フェローシップ
(JASRAC Global Fellowships)

在外研究員

募集要項

一般社団法人日本音楽著作権協会

JASRAC[®]

1 目的

本事業（JASRAC 国際フェローシップ）は、著作権を含む知的財産権を研究する若手研究者の海外における研究活動を支援し、知的財産権制度に関する建設的な提言を行うことができる優れた人材の育成に資することを目的としています。そこで、本事業により支援を受ける在外研究員を募集します。

2 採用予定者数

1人～3人

3 応募資格

次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 日本国内に所在する大学、大学院、法律研究機関又は著作権関係団体に所属し、著作権を含む知的財産権を研究していること。

例) 大学教授・准教授・助教・助手・講師、研究員

弁護士

大学院生、大学生、 など

- (2) 応募時点で40歳未満であること。
- (3) 日本国籍又は日本国の永住権を有していること。
- (4) 学位その他の資格の取得を目的としないこと。
- (5) 海外の研究機関（以下「渡航先研究機関」といいます。）に所属して研究課題に関する研究活動を円滑に遂行するに足る能力（語学力を含みます。）を有していること。
- (6) 渡航先研究機関に所属して研究課題に関する研究活動を遂行することについて当該渡航先研究機関から許可を受けていること又は渡航前に許可を受けることが確実であること。
- (7) 在外研究期間中、国若しくは地方公共団体又は民間の団体から渡航先研究機関に所属して研究課題に関する研究活動を遂行するための経済的な支援（応募者が所属する大学等又は渡航先研究機関から受ける給与その他の報酬を除きます。）を受けないこと。

4 渡航先研究機関

渡航先研究機関は、次に掲げる要件を備えたものとします。

なお、渡航先研究機関の選定及び受入れ許可に係る手続きは、応募者が自ら行うものとします。

- (1) 優れた研究実績を有すること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 日本の大学その他の研究機関が海外に設置したものでないこと。

5 在外研究期間

1年間を超えない期間とします。

ただし、在外研究期間中に、予定していた在外研究期間を超えて研究する旨の希望がある場合には、所定の手続きを経て、1回に限り1年を超えない範囲内で在外研究期間の延長を認めることがあります。

6 支援の内容

在外研究に係る次の費用を支給します。

支 度 金 10万円（一律）

渡 航 費 往復航空運賃実費（エコノミークラス）

滞 在 費 年間最大600万円

渡航先の物価、在外研究員の収入その他の事情を考慮し、当協会が決定します。

調査研究費 30万円（一律）

文献の購入、学会・研究会等への参加などに要する費用

傷害保険料 実費。ただし、当協会が指定する保険会社との契約によるものに限ります。

その他経費 実費（年間最大200万円）

渡航先研究機関の施設利用料その他の経費が発生する場合に限ります。

7 募集期間

2022年8月1日から同年9月30日まで。

8 応募方法

次の書類を募集期間内に当協会宛に郵送又はメールで提出してください。

- ① 在外研究支援申請書
- ② 研究計画書
- ③ 推薦書（所属先の大学等における指導教授又はそれに準ずる者であって、応募者の研究課題を熟知している者が作成するもの）

- ④ 資金計画書
- ⑤ 在籍又は在職証明書（応募者の所属する大学等が発行するもの）
- ⑥ 渡航先研究機関による受入れを許可する旨の書面（応募時点で提出できない場合は、渡航先研究機関との連絡状況を示すもの）
- ⑦ 渡航先研究機関に関する説明書（外国語の資料の場合は日本語の訳文を添付してください）
- ⑧ 健康診断書（医療機関が作成するものであって、応募前3か月以内のもの）
- ⑨ 渡航先研究機関における研究活動を許可する旨の書面（応募者の所属する大学等が当該応募者の海外における研究活動を許可したことを証するもの）※

- ①～③は、当協会所定の書式で提出してください。書式は当協会ウェブサイトからダウンロードできます。
- メールによる提出の場合は、各書類のファイル形式をPDFにした上で添付してください。
- ※（⑨）は当協会が必要とする場合に限りです。
- 提出された応募書類は返却しません。応募者は必ずその写しを保管してください。

9 選考方法及び選考日程

【選考方法】

選考委員会における書面審査及び面接審査を経て、理事会で在外研究員を決定します。選考結果は各審査後に対象者全員に通知します。

【選考日程】（予定）

書類審査	： 2022年10月
面接審査（書類審査通過者のみ）	： 2022年11月
在外研究員の決定	： 2022年12月

10 在外研究員の義務・遵守事項等

- (1) 在外研究員の氏名、研究課題、渡航先研究機関の名称等は、当協会ウェブサイトなどで公表します。
- (2) 渡航先研究機関における研究活動の開始に先立ち、誓約書その他の必要書類を当協会に提出するものとします。
- (3) 在外研究員に決定した日から1年以内に、渡航先研究機関における研究活動を開始するものとします。

- (4) 在外研究期間中は、心身の健康の維持に努め、研究課題に関する研究活動に専念するものとします。
- (5) 在外研究期間中は、研究課題に関する研究活動の進捗状況を、1か月に1回以上当協会に報告するものとします。
- (6) 在外研究期間中、研究課題の内容及び渡航先研究機関の変更は、原則としてできません。
- (7) 在外研究期間中の一時帰国は、原則としてできません。
- (8) 帰国後1か月以内に、研究成果に関する報告書及び研究費の使用報告書を当協会に提出するものとします。
- (9) 研究成果に関する報告書の内容については、当協会が主催する報告会等の催物において報告するものとします。
- (10) 研究課題に関する論文その他研究成果を公表するときは、当協会による研究支援を受けた旨を適当な方法により表示するものとします。
- (11) 当協会が指定する講演会、懇親会その他の催物に可能な限り参加し、又は協力するものとします。

11 決定の取消し等

次のいずれかに該当するときは、在外研究員の決定を取り消し、支給した経費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 病気その他のため研究を継続することができないことが明らかとなるとき。
- (2) 研究の進捗が著しく遅延し、所期の目標を達成することが不可能又は著しく困難と判断されるとき。
- (3) 応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (4) 研究活動における不正行為又は法令違反行為が明らかになったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、研究の支援を継続することが困難と判断されたとき。

12 個人情報の利用目的

当協会が取得した個人情報は、本事業その他の音楽文化事業（音楽文化振興、音楽による地域社会貢献、音楽による国際社会貢献・海外展開、著作権教育に関する事業、著作権思想の普及に関する事業）における応募受付業務、検討・実施及び催物開催告知その他の当該事業のために必要な範囲以外では利用いたしません。

応募・問合せ先

一般社団法人日本音楽著作権協会
音楽文化事業部 JASRAC 国際フェローシップ担当

〒151-8540 東京都渋谷区上原 3-6-1 2

TEL : 03-3481-2168 MAIL : jasracfoundation@jasrac.or.jp

URL : <https://www.jasrac.or.jp/>